

# 第50回 近代化基金融資推薦申込公募要領

一般社団法人 滋賀県トラック協会

かねてよりご活用いただいております、運輸事業振興助成交付金の近代化基金による利子補給制度は今年で第50回となります。この制度は、トラック運送事業の近代化・合理化を推進するための設備資金を対象に行うもので、個別事業者5千万円、共同体（協同組合）8千万円以内の融資限度額（残債額を含む）の借入利息に対し、協会から所定の利子補給を行うものです。詳しくは、下記公募要領をご参照の上ご活用下さいませようご案内申し上げます。

（申請書類は協会HPよりダウンロード又は事務局までお申し出ください。）

## 近代化基金融資公募要領

1. 融資総枠 8億円
2. 公募期間 令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月19日（金）  
※上記の公募期間中、毎月20日を締切日として融資総枠に達するまで申込を受け付けます。なお、融資総枠に達しなくとも最終締切日をもって受付を終了します。
3. 融資の対象者  
当協会の会員で、かつ滋賀県に本社を有している事業者、その共同体又は持株会社です。  
なお、金融機関が商工中金（信用組合）と決められているため、借入の申込をする際には、  
(1) 商工中金に出資している事業協同組合等の団体またはその構成員であること。  
(2) 商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。  
上記いずれかの資格を持っていることが必要です。従って、資格を持っていない申込者はあらかじめ協会または商工中金（信用組合）にご相談下さい。
4. 融資対象事業  
融資の対象となる事業は次のとおりです。  
個別事業者、その共同体及びその持株会社を対象とする貸出期間1年以上の融資  
(1) 一般融資  
① トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金。  
※近代化、合理化のための事務機器等の購入、設備の補修・改修等も含む。  
② 人材確保及び生産性向上のための設備資金。  
※福利厚生施設（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等））の整備及び荷役機械（パワーゲート含む）等の購入。  
③ 車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金。  
(2) ポスト新長期融資  
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車の導入に要する資金。（別表参照）

## 5. 融資の条件

### (1) 融資の最高限度額（融資対象各事業の借入総額）

- |            |          |
|------------|----------|
| ①個別事業者     | 5, 000万円 |
| ②共同体（協同組合） | 8, 000万円 |

### (2) 再融資の制限

個別事業者および共同体ともに再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。

### (3) 融資の利率

商工中金の所定利率から利子補給率を差し引いた利率。

### (4) 償還期間

10年以内、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。  
但し、車両については5年以内。

### (5) 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内。

### (6) 担保及び保証人

商工中金の定める担保と保証人を必要とします。協会は債務保証をいたしません。

## 6. 利子補給

### (1) 利子補給率

令和8年度上半期（令和8年4月から9月まで）に融資推薦の決定を受けた融資について、次の率による利子補給を受けることができます。

上半期（令和8年4月から9月まで） 1. 0%

※令和8年度下半期（令和8年10月から令和9年2月まで）の推薦に係る率については、令和8年8月に決定しますので、協会ホームページ等でお知らせします。

(2) 利子補給金は、借受人が商工中金に対して提出する念書（商工中金にて用意）に基づいて協会から商工中金に直接支払います。

### (3) 利子補給の制限

借受人が借入金を正当な理由なく申込みに係る事業計画と異なったものに転用した場合は、利子補給を打ち切るとともに、既に受けた利子補給金も繰り上げて償還していただきます。また、所定の償還期間を経過した借入金には利子補給を行いません。

## 7. 融資取扱金融機関

### (1) 商工中金大津支店

大津市浜大津1丁目2-22      Tel 077-522-6791

### (2) 商工中金彦根支店

彦根市旭町9-3      Tel 0749-24-3831

### (3) 商工中金の代理店となっている県下の信用組合

滋賀県信用組合の本支店

## 8. 申込先

一般社団法人 滋賀県トラック協会

## 9. 申込方法

(1) 申込者は公募期間中に下記の書類を提出して下さい。

- ①融資推薦申込書
- ②企業要項
- ③事業計画書
- ④承諾書
- ⑤念書（必要な場合）
- ⑥事業計画に係る見積書
- ⑦所在地案内図（土地・建物の場合）
- ⑧公図（土地の場合）
- ⑨平面図（建物の場合）

滋賀県トラック協会HPよりダウンロードして下さい。

(2) 融資推薦適否の通知

協会は上記の申込を受理した場合、事業計画の的確性等を検討し、申込締切日から10日以内に申込者に対し「融資推薦適否決定通知書」によりその適否を通知します。但し、この通知書は融資の決定ではありませんので予めご了承下さい。

## 10. 商工中金(信用組合)への融資申込みと融資決定

協会から融資推薦を受けた方は、最寄りの商工中金(信用組合)に対し、「融資推薦適否決定通知書」を添付して、金融機関所定の様式により手続きして下さい。

これにより、商工中金(信用組合)が審査し、融資の諾否を決定します。

## 11. その他

(1) 借受人は融資対象物件を完成(購入)したときは速やかに「設備完成(購入)報告書」を協会あて提出して下さい。

(2) 借入後の借入れ条件の変更は原則としてできません。

(3) 元金および利息等の支払いが遅れることによって発生する延滞利息の負担は次のとおりです。

- ①元金の返済に係るものについては借受人が負担する。
- ②協会が利子補給により支払うべき利息が、延滞することによって発生する利息は、借受人が負担する利息の延滞分を含めて協会が負担する。
- ③借受人の都合により延滞した場合における協会の利子補給額を含めた延滞利息は、借受人が負担する。

(4) 商工中金(信用組合)に対する所定の借入申込書の添付書類は概ね次のとおりですので、あらかじめご準備下さい。

- ①企業要項
- ②収支決算書(2期分)、収支実績内訳(月別・荷主別・部門別等)
- ③事業計画書
- ④担保・保証人調(不動産担保の場合は登記簿謄本)